筑西市小中一貫教育及び
学校の適正規模・適正配置の基本方針

令和６年１月改訂

筑　西　市

目　　次

はじめに

第１章　小中一貫教育について

1　定義
2　取組の成果と課題
3　国の動向
4　筑西市の現状
5　筑西市が目指す小中一貫教育
6　筑西市の小中一貫教育推進の基本方針

第２章　学校の適正規模・適正配置について

1　国及び茨城県における学校の規模及び適正配置への取組方針
(1) 国
ア　学校規模の定義
イ　学校の適正配置への取組方針
(2) 茨城県
ア　学校の適正規模の基準
イ　学校の適正配置への取組指針
2　学校規模によるメリット・デメリット
3　筑西市立小・中学校の現状等
(1) 児童生徒数及び学校数の現状
(2) 児童生徒数及び学校数の推移
(3) 児童生徒数の推計
4　筑西市の学校の適正規模・適正配置の基本方針
(1) 学校の適正規模
(2) 学校の適正配置

参考資料

・平成２８年２月２９日付け、筑西市学校の在り方について（答申）
・平成２９年２月１３日付け、筑西市学校の在り方について（答申）
・令和５年９月２６日付け、筑西市学校の在り方について（答申）

はじめに

中学校が抱える課題の一つとして、学力・学習意欲の向上に加え、中学校１年生になったときに新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中１ギャップ」が挙げられている。

そこで、義務教育９年間を見通した教育の推進や小学校と中学校の連携による子供たちの学びと育ちの連続性を重視した教育の実践が求められている。

具体的には、小・中学校の連携や接続の在り方が見直され、平成 27 年には小中一貫教育を学校の種類として制度化した「義務教育学校」が創設されたところである。

一方、本市における昭和 50 年度以降の児童生徒数は、小学校では昭和 57 年度の 11,999 人、中学校では昭和 62 年度の 6,183 人をピークとして年々減少し、令和５年度はピーク時の４割以下となる児童 4,487 人、生徒 2,329 人まで減少している。今後も、その減少傾向は続くことが予想され、令和４年度の出生児が小学校に入学する令和 11 年度にはさらに減少し、児童 3,470 人、生徒 2,065 人となることが見込まれ、現在の学校数を維持していくことは大変困難な状況になることが予想される。

学校の小規模化が進展することで、子供たちの教育環境にマイナスの影響を与えることが懸念されることから、保護者及び地域住民とともに、学校の在り方について真剣に向き合うことが求められている。

このようなことから、本市においては、学校を取り巻くさまざまな教育課題に早急に対応し、子供たちにとってより良い教育環境の整備、好ましい人間関係の構築を目指すため、平成 27 年７月の総合教育会議において「筑西市小中一貫教育及び学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定したところである。

さらに、その後「学校の在り方検討委員会」における検討や保護者及び地域住民との話し合いを重ねた結果、下館北中学校と下館中学校の統合、また、令和６年４月の義務教育学校「明野五葉学園」の設置に至っているところである。

このたび、基本指針の策定から８年が経過し、平成 27 年の策定当時には予測できなかった教育環境の変化や想定以上に減少が進む児童生徒数の推移等を踏まえ、見直しを図るものである。

第１章　小中一貫教育について

１ 定義

中央教育審議会は、小中一貫教育を次のように定義している。

> 小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育をいう。

※「中央教育審議会」…文部科学大臣の諮問機関で、文部科学省に置かれている。

※「小中連携教育」…小・中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育をいう。

２ 取組の成果と課題

文部科学省は、平成２６年９月１９日に小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校を対象に、取組の成果と課題についての実態調査の結果を公表した。

主な成果及び課題については、次のとおりである。

成果	課題
○各種学力調査結果の向上 ○学習意欲の向上、学習習慣の確立 ○授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少 ○勉強が好きと答える生徒数の増加 ○いわゆる「中１ギャップ」の緩和 ○生活規律の定着、生活リズムの改善、規範意識の向上 ○自己肯定感、思いやりや助け合う気持ちの高まり ○上級生が下級生の手本となろうとする気持ちや、下級生に上級生に対する憧れの気持ちの高まり ○指導方法の改善意欲や生徒指導力、教科指導力の向上 ○小学校教職員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり ○小・中学校の教職員間で互いのよさを取り入れる意識、協力して指導にあたる意識の高まり ○小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解の深まり ○特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな指導の充実	○９年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発 ○小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定 ○年間行事予定の調整・共有化、時間割や日課表の工夫 ○成果や課題分析・評価方法の確立 ○小・中学校の教職員間での打ち合わせの時間、研修の時間確保 ○児童生徒間や小・中学校の教職員間の移動手段・移動時間の確保 ○教職員間での負担の不均衡 ○小・中学校間のコーディネート機能の充実 ○転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応 ○児童生徒の人間関係が固定しないような配慮 ○小学校高学年のリーダー性・主体性の育成

３ 国の動向

学校教育法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４６号）により、小中一貫教育を行う義務教育学校が創設された。

学校の種類	義務教育学校
目　　的	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと
修業年限	９年とし、前期６年の前期課程及び後期３年の後期課程に区分する
校長の数	１人
教職員関係	小学校と中学校の免許状を有することを原則とする
施設形態	施設一体型又は施設分離型

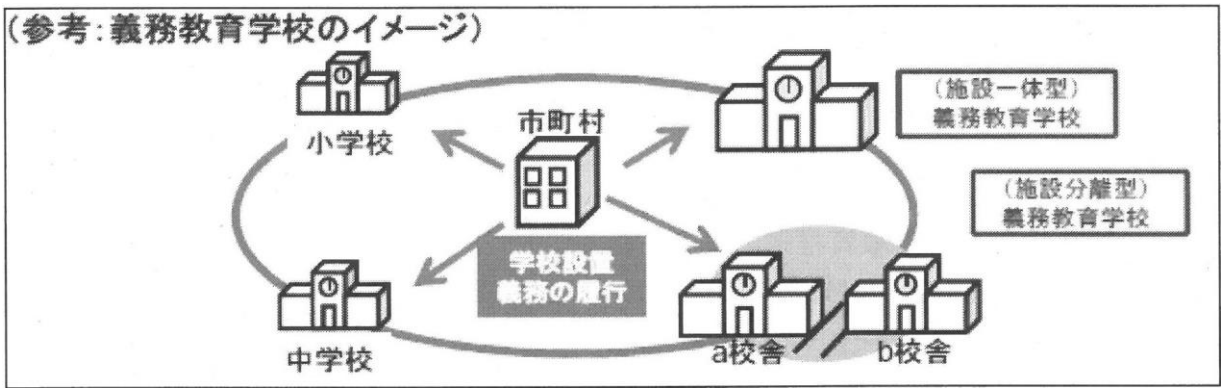

４ 筑西市の現状

本市の教育的課題としては、学力向上、人間関係の希薄化によるいじめ・不登校問題、規範意識の低下による問題行動がある。そこで、課題解決を図るために、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成を目指し、各中学校区が次のような小・中連携教育や小・小連携教育を実施している。（一部、コロナ禍等により未実施のものがある。）

また、令和６年度から、明野中学校区において義務教育学校（施設一体型）を設置し、系統性・連続性のある教育の実践を計画している。

小・中連携教育	○中学生が小学校に出向いてのあいさつ運動の実施 ○小・中学校の教職員の相互授業参観の実施 ○中学校教職員による小学校への出前授業の実施 ○望ましい生活習慣の確立を図るための指導に係る研修会の実施 ○系統的な学習指導に関する研修会の実施 ○小・中学校の教職員の生徒指導に関する研修会の実施
小・小連携教育	○同中学校区内の小学生５年生による合同での共同宿泊学習の実施 ○教科や総合的な学習の時間等の指導に関する情報交換の実施 ○同学年教職員同士の研修会の実施

５ 筑西市が目指す小中一貫教育

（１）小中一貫教育のねらい

現在、実施している小・中連携教育によって成果が見られてきているが、より課題解決を図るため、小・中連携教育を拡充・拡大し、以下に示すねらいで小中一貫教育を行う。

> 郷土を拓き、未来に羽ばたく児童生徒を育む教育環境づくり
> －子供の育ちに寄り添った連続した一貫教育活動の充実－

（２）小中一貫教育により目指す児童生徒像

９年間の系統性・連続性のある小中一貫教育の取組によって、以下の児童生徒像を目指す。

> ○確かな学力を身に付け、的確に判断できる児童生徒
> ○自分に自信をもち、自他を愛せる児童生徒
> ○たくましく心身ともに健康である児童生徒

６ 筑西市の小中一貫教育推進の基本方針

本市における小中一貫教育の推進にあたり、次のとおり基本方針を定める。

> ○小中一貫教育については、積極的に推進し、全ての中学校区で義務教育学校（施設一体型）の設置を目指すものとする。ただし、将来的に義務教育学校（施設一体型）の設置を目指す過程において、学校の適正規模を満たさない小学校については、その必要性に応じて他の小学校との統合を経るものとする。
> ○当面の施設形態は、施設分離型とする。
> ○当面の小中一貫教育については、現在、実施している小・中連携教育等を拡充・拡大していくこととする。さらに、学習指導要領の範囲内で、地域性や児童生徒の実態を踏まえ、市独自の創意工夫を加えていくものとする。
> ○小中一貫教育については、学校関係者、保護者及び地域住民と調整・協議等をしながら推進していくものとする。
> ○本市初の義務教育学校となり、モデル校である「明野五葉学園」における教育の成果や課題を検証し、今後の学校の在り方の検討に活かすこととする。

第２章　学校の適正規模・適正配置について

１ 国及び茨城県における学校の規模及び適正配置への取組指針

（１）国

ア　学校規模の定義

規模	過小規模校	小規模校	適正規模校（標準規模）	大規模校	過大規模校
小学校	５学級以下	６～１１学級	１２～１８学級	１９～３０学級	３１学級以上
中学校	２学級以下	３～１１学級			

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き）

イ　学校の適正配置への取組指針

文部科学省は、平成２７年１月に公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関して、次のとおり手引きを示した。

学級数		統廃合の考え方
小学校	中学校	
１～５	１～２	○適否を速やかに検討する必要がある。 ○困難な場合は、小規模校のメリットを最大限に活かす方策等を積極的に検討・実施する必要がある。
６	３	○複式学級になる可能性があり、適否を速やかに検討する必要がある。 ○困難な場合は、小規模校のメリットを最大限に活かす方策等を積極的に検討し、実施する必要がある。
７～８	４～５	○適否も含め今後の在り方を検討することが必要である。 ○複式学級になる可能性が高ければ、速やかな検討が必要である。
９～１１	６～８	○教育上の課題を整理し、児童生徒数を予測して今後の在り方を検討する必要がある。
－	９～１１	○教育上の課題があるかを確認し、生徒数を予測して今後の在り方を検討する必要がある。
１２～１８（標準学級数）		○今後 10 年以上の児童生徒数を踏まえ、時間的余裕を持って適否に係る検討を開始する。

（２）茨城県

茨城県教育委員会は、平成２０年４月に県内の公立小・中学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっての考え方について、次のとおり指針を示した。

ア 学校の適正規模の基準

○小学校においては、クラス替えが可能である各学年２学級以上となる１２学級以上が望ましい。
○中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる９学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）

イ 学校の適正配置への取組指針

○児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
○小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない１学年１学級の学校について、統合を検討すべきである。
○中学校においては、クラス替えが出来ない５学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。

２ 学校規模によるメリット・デメリット

	小規模校		大規模校	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○１学年１学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。

	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	○児童・生徒相互間の人間関係が深まりやすい。 ○異学年の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
学校運営面	○全職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。	○教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。	○教職員相互の連絡調整が図りづらい。

その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○ＰＴＡ活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	○ＰＴＡ活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

※学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に、文部科学省が作成したもの。

３ 筑西市立小・中学校の現状等

（１）児童生徒数及び学校数の現状（令和５年５月１日時点）

①小学校（学級数は、通常学級のみ）

NO	学校名	児童数（人）	学級数（学級）	NO	学校名	児童数（人）	学級数（学級）
1	下館小	５４３	１９	11	関城西小	２８０	１２
2	伊讃小	１２３	6	12	関城東小	３２８	１２
3	川島小	４５１	１３	13	大村小	２３７	9
4	竹島小	２２６	7	14	村田小	１２３	6
5	養蚕小	３５５	１２	15	鳥羽小	８２	6
6	五所小	１４２	6	16	上野小	９３	6
7	中 小	１０８	6	17	長讃小	９５	6
8	河間小	９２	6	18	古里小	１０８	6
9	大田小	５４４	１８	19	新治小	３６４	１２
10	嘉田生崎小	８５	6	20	小栗小	１０８	6
				合　　計		**４，４８７**	**１８０**

②中学校（学級数は、通常学級のみ）

NO	学校名	生徒数（人）	学級数（学級）	NO	学校名	生徒数（人）	学級数（学級）
1	下館中	４９５	１５	4	関城中	３１０	9
2	下館西中	３５２	１１	5	明野中	３２０	１０
3	下館南中	５２１	１５	6	協和中	３３１	１０
				合　　計		**２，３２９**	**７０**

（２）児童生徒数及び学校数の推移

①児童生徒数の推移

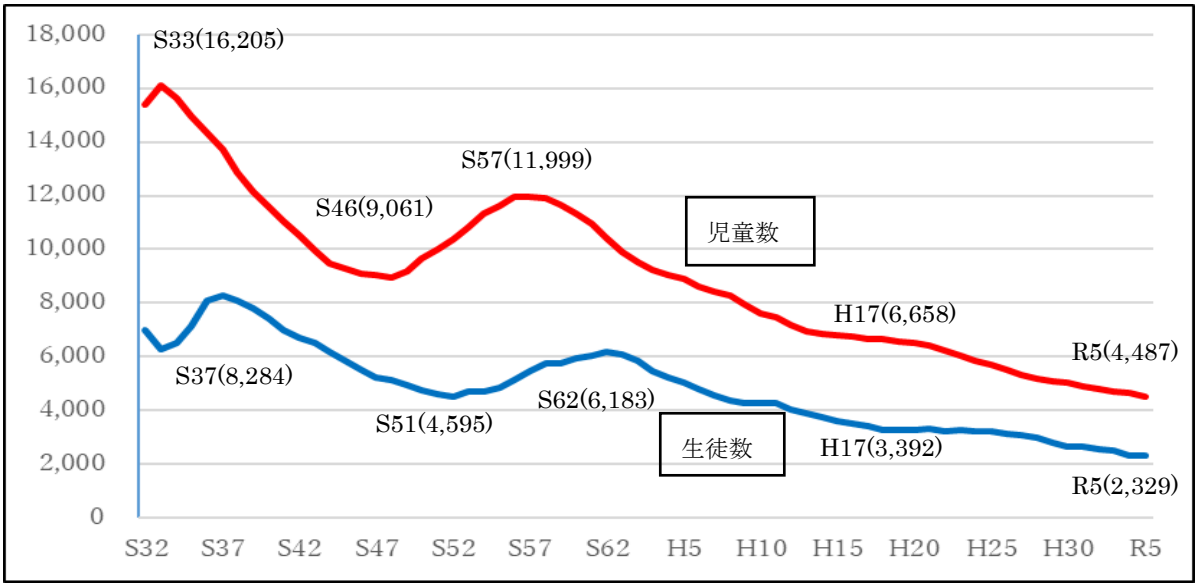

②学校数の推移

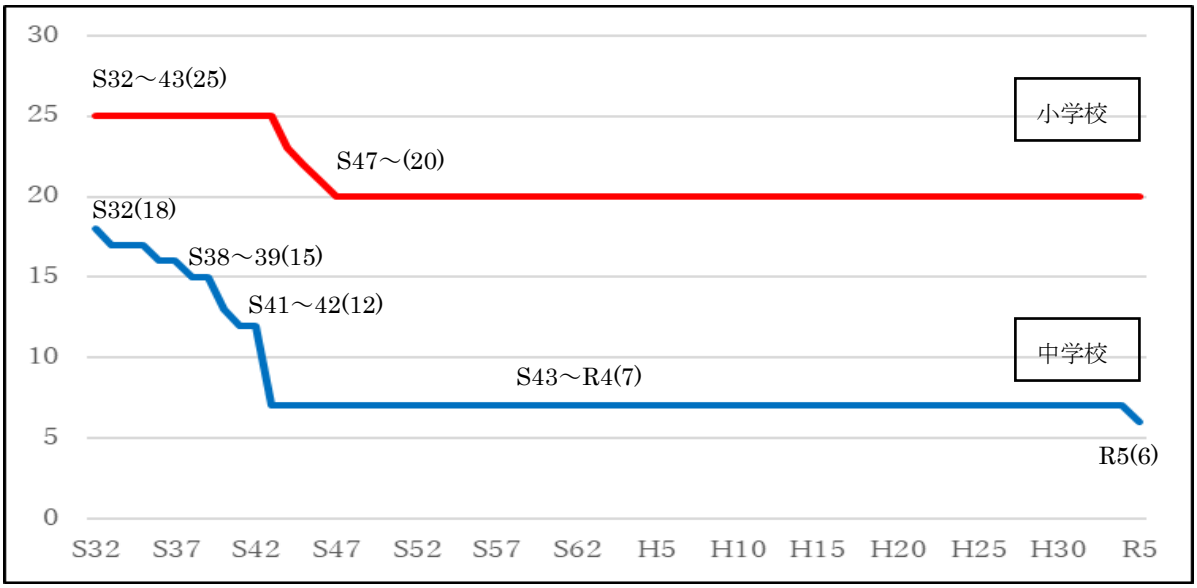

（３）児童生徒数の推計（将来推計）

年度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
児童数（人）	4, 487	4, 372	4, 192	4, 012	3, 832	3, 651	3, 470
生徒数（人）	2, 329	2, 347	2, 291	2, 235	2, 179	2, 122	2, 065
合　計	6, 816	6, 719	6, 483	6, 247	6, 011	5, 773	5, 535

４ 筑西市の学校の適正規模・適正配置の基本方針

（１）学校の適正規模

本市の学校の適正規模は、次のとおり定める。

小学校	クラス替えが可能である各学年２学級以上となる１２学級以上
中学校	クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる９学級以上

（２）学校の適正配置

本市における学校の適正配置への取組については、国及び茨城県の取組指針等を踏まえ、次のとおり基本方針を定める。

○学校の適正規模を下回る学校については、学区の見直しや学校の統廃合を検討し、全ての学校が適正規模となるよう適正配置を目指すものとする。
○学校の適正配置については、学校施設の老朽化や小中一貫教育導入にあわせて検討していくものとする。
○学校の適正配置については、将来的な義務教育学校（施設一体型）の設置を目指しつつも、学校の適正規模を満たさない小学校については、その必要性に応じて、他の小学校との統合についても検討する。
○学校の適正配置については、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に考え、学校関係者、保護者及び地域住民と合意形成を図りながら推進していくものとする。
○複式学級など、教育上著しく望ましくない環境となる場合には、早急に必要な対応を行うものとする。
○学校の適正配置を進めるにあたっては、施設の跡地利用や通学方法等についても検討することとする。
○学校の適正配置が困難な場合には、小規模校のメリットを最大限活かす方策や小規模校のデメリットの解消策又は緩和策を検討し、実施していくものとする。

◇ 第１回総合教育会議における付帯意見

○この基本方針に則り、今後具体的な計画内容、スケジュール等を示されたい。
○各中学校区の特色を活かした教育環境の整備を進められたい。

平成２８年２月２９日

筑西市教育委員会

教育長　赤　荻　利　夫　　様

筑西市学校の在り方検討委員会

委員長　増　渕　慎　治

筑西市学校の在り方について（答申）

平成２７年１０月２８日筑教学第４７５号で諮問のあった筑西市学校の在り方について（１．本市の小中一貫教育の在り方について）、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

１．本市の小中一貫教育の在り方について

⑴　今後の取組

①　教育委員会は、筑西市内全中学校区で小中一貫教育に取り組めるよう、今後更なる検証を踏まえ、課題や諸問題の解決を図ること。

②　教育委員会は、小中一貫教育を行ううえで、より効果的な形態である義務教育学校（施設一体型）の設置を目指すために、今後も更なる検討をしていくこと。

③　教育委員会は、小中一貫教育モデル校に対し、十分な支援を図ること。

⑵　モデル校の選定

①　平成２８年度に導入する小中一貫教育モデル校は、明野中学校区とする。ただし、今後の小中一貫教育モデル校については、学校側と保護者側で意思統一され条件が整い次第導入していけるよう、随時選定することとする。

（選定理由）

小中一貫教育モデル校に対しての、関心度の高さが特に重要であり、また、学校側と保護者側の意思統一が特に強い中学校区を、小中一貫教育モデル校として選定することが望ましいと考える。

７中学校区の中で明野中学校区においては、小中一貫教育モデル校に対しての関心度が特に強く、小小・小中連携も充実しており、「明野中学校区を小中一貫教育モデル校としてほしい」という委員からの強い要望もあることから、学校側と保護者側の意思統一が特に強く感じられるため。

平成２９年２月１３日

筑西市教育委員会

教育長　赤　荻　利　夫　　様

筑西市学校の在り方検討委員会

委員長　増　渕　慎　治

筑西市学校の在り方検討委員会委員長之印

筑西市学校の在り方について（答申）

平成２７年１０月２８日筑教学第４７５号で諮問を受けた「筑西市学校の在り方について（２．本市の学校の適正配置の在り方について）」は、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

１　本市の学校の適正配置の在り方について

（１）今後１０年間で特に取り組むべきこと

①　下館北中学校区においては、今後の児童・生徒数の激減が見込まれることから、望ましい教育環境が見込める義務教育学校（施設一体型）の設置、あるいは、下館北中学校と下館中学校との統合の検討を開始すること。

②　明野中学校区においては、小中一貫教育モデル校としての実践を生かし、さらに、望ましい教育環境が見込める義務教育学校（施設一体型）の設置について検討を開始すること。

【理由】

下館北中学校区においては、今後の児童数・生徒数の激減等を考えた場合に、現在の下館北中学校敷地に、義務教育学校（施設一体型）の設置を推進していくべきであると考えられます。

一方、下館北中学校は、市内中学校で唯一の小規模校であり、今後、全ての教科の担任を配置できないことが予想され、さらに部活動も活発に実施できないなど生徒の教育環境の面で望ましい教育環境にあるとはいえないと思われます。そこで、小学校は地域のコミュニティや防災の拠点であることから、現在の小学校を存続したままで、下館北中学校と下館中学

校との統合を優先して推進していくことも考えられます。

このように、今後の下館北中学校区の学校の在り方について、早急に検討すべき課題として２つの意見が委員から提案されたことにより、市としても早めの対策を講じることが必要であると思われます。

また、明野中学校区は、平成２８年１０月より小中一貫教育モデル校として実践しており、さらに小中一貫教育を充実させていくことが必要であります。そして、アンケート調査においても学校の適正配置の検討が必要だと答える保護者の声も多いことから、将来的に明野中学校の広大な敷地を生かした施設一体型の義務教育学校の設置を検討すべきであります。

なお、これらのことを進めていくにあたっては、保護者や地域住民の意見等を十分に反映させながら検討すべきであり、今後１０年間で特に取り組むべきこととして答申いたします。

（２）その他取り組んでいくべきこと

① 「筑西市立小中学校適正配置基本計画」を作成し、今後の学校の在り方について、ホームページ等で広く市民に公表すること。

② その他学校の在り方については、保護者や地域住民等の意見・要望を考慮し、緊急性を要するものについては随時検討していくこと。

【理由】

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少や学校の小規模化により、学校の適正配置（統廃合や学区の見直し）については、避けては通れない課題となっています。

今後の学校の在り方については、保護者、市民も関心があることからできる限り早期に基本計画を作成し、公表することが必要であります。

また、全ての中学校区で小中一貫教育を推進しながら、児童生徒にとって望ましい教育環境を第一に考え、学校関係者、保護者や地域住民と合意形成を図りながら学校の適正配置を検討すべきであり、その他取り組んでいくべきこととして答申いたします。

令和５年９月２６日

筑西市教育委員会

教育長　小　室　髙　志　　様

筑西市学校の在り方検討委員会

委員長　爲我井　　茂

筑西市学校の在り方検討委員会委員長之印

筑西市学校の在り方について（答申）

令和５年３月１４日筑義教第１６号で諮問を受けた「筑西市学校の在り方について（明野五葉学園整備後の学校の適正配置の取組について）」は、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

１　明野五葉学園整備後の学校の適正配置の取組について

（１）今後５年間で特に取り組むべきこと

①　協和中学校区においては、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、望ましい教育環境が見込める義務教育学校（施設一体型）の設置、又は小学校の統合による学校の適正配置の検討を開始すること。

なお、その検討にあたっては、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に考えるとともに、保護者や地域住民等の意見を十分に配慮して合意形成を図ること。

②　明野中学校区及び協和中学校区以外の中学校区において、学校の適正規模を満たさない小学校については、将来的な義務教育学校（施設一体型）の設置を目指しつつも、保護者や地域住民等の意見を十分に聴取し、必要に応じて、小学校の統合による学校の適正配置を検討すること。

【理由】

本市では、多くの学校施設が昭和４０年代から５０年代に建築され、施設老朽化の課題に対し、いかに計画性をもって取り組むか、が重要な課題となっています。

そこで、本委員会では、①将来の児童生徒数、②施設の老朽化度、③保護者の関心度、という３つの観点で数値化を図り、検討した結果、協和中学校区における学校の適正配置を最優先で検討すべき、との結論に至りました。

ただし、令和４年７月に実施したアンケート結果では、協和中学校区において小学校の統合を望む声も多くあったことから、まずは、地区協議会を立ち上げ、将来の方向性を含めた地域における検討を始めることが肝要と考えます。

一方で、児童生徒数の減少に歯止めがかからない状況の中、義務教育学校（施設一体型）の設置には長期の準備期間が必要となることを考慮すると、他の中学校区においても、少人数学級のまま６年間の学校生活を送る児童の教育環境について、しっかりと考えていく必要があります。

協和中学校区での検討とともに、特に児童数の減少が著しい小学校については、将来の義務教育学校の設置を目指しつつも、学校の統合という段階を踏むことを選択肢の一つとして、地域の状況に応じた検討を開始すべきと考えます。

（２）その他取り組んでいくべきこと

① 平成２７年７月の策定から８年が経過する「筑西市小中一貫教育及び学校の適正規模・適正配置の基本方針」については、現在の本市の現状に合わせ、適宜、見直しを図ること。

【理由】

新型コロナウイルス感染症の流行や教育のデジタル化の進展、本県における中高一貫教育校の設置の流れなど、平成２７年当時には予測できなかった時代の変化や教育環境の変化がみられます。

本市の小中一貫教育推進及び学校の適正配置推進の根幹となる当該基本方針についても、児童生徒数の推移を的確に捉えなおし、時代の変化や教育環境の変化に即した見直しが必要と考えます。